



金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年6月28日

長野県公安委員会委員長 横山 宏

長野県公安委員会規則第5号

金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 金属くず商及び金属くず行商に関する条例施行規則(昭和32年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(外国人の場合は、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。)」を削る。

様式第1号中「(外国人の場合は、外国人登録証明書の写し)」を削る。

(長野県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号のアの(ウ)を削り、同アの(イ)を同アの(ウ)とする。

(年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例施行規則(平成11年長野県公安委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号、第2号及び第4号中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

附 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

警務課

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年6月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「管財課」を「財産活用課」に改め、同表の議会事務局の項中「総務課庶務係の係長、」を「総務課の庶務係長並びに庶務係の秘書又は人事担当の」に、「及び主任」を「、主任及び主事」に改める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第472号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
百瀬医院	安曇野市穂高2561	平成24年6月1日
コスモファーマ岩村田薬局	佐久市岩村田1081-1	平成24年6月1日
秋和コスマス薬局	上田市秋和361-2	平成24年6月1日
ニチイケアセンターおかや訪問看護ステーション	岡谷市長地権現町1-7-26	平成24年6月1日
訪問看護ステーションみづうみ	諏訪市豊田2440-9	平成24年6月1日

障害者支援課

長野県告示第473号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
御代田中央記念病院	北佐久郡御代田町大字御代田4107-40	平成24年6月1日
あかはね矯正歯科クリニック	松本市中央2-1-36	平成24年6月1日
おばた矯正歯科クリニック	松本市女鳥羽1-7-23	平成24年6月1日
相澤病院	松本市本庄2-5-1	平成24年6月1日
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤須町3230	平成24年6月1日
おおの矯正歯科医院	上田市上田原688-1	平成24年6月1日
市立大町総合病院	大町市大町3130	平成24年6月1日
さくら薬局長野岩村田店	佐久市岩村田1335-5	平成24年6月1日
みなしなん薬局	佐久市岩村田744	平成24年6月1日
取出町キク薬局	佐久市取出町126-2	平成24年6月1日
花岡薬局	佐久市大字岩村田775	平成24年6月1日
中込中央薬局	佐久市中込3110-15	平成24年6月1日
ほんまち薬局	小諸市本町2-2-8	平成24年6月1日
ヨツメヤ薬局	南佐久郡佐久穂町大字畠135	平成24年6月1日
由井薬局	南佐久郡川上村原1156	平成24年6月1日
高野屋薬局	南佐久郡川上村御所平1235-2	平成24年6月1日
東御のぞみ薬局	東御市常田141-2	平成24年6月1日
常磐城のぞみ薬局	上田市常磐城5-1-18	平成24年6月1日
イイダ薬局	飯田市鈴加町1-24	平成24年6月1日
合資会社小林薬局	飯田市八幡町2149	平成24年6月1日
八幡ヶ丘薬局	飯田市鼎名古熊2606-1	平成24年6月1日
(有)菅沼薬局	飯田市鼎中平1995-27	平成24年6月1日
(有)ともえ薬局	飯田市鼎西鼎617-8	平成24年6月1日
(有)中山薬局	飯田市中央通り2-14	平成24年6月1日
飯田下伊那薬剤師会会館薬局	飯田市知久町4-1206	平成24年6月1日
(有)サンピヨ薬局	飯田市上郷飯沼748	平成24年6月1日
いいぬまのサンピヨ薬局	飯田市上郷飯沼1817-4	平成24年6月1日
(有)川上薬局	飯田市桜町2-30-1	平成24年6月1日
(有)光仙閣薬局	飯田市座光寺3501	平成24年6月1日
(有)平成堂薬局	飯田市江戸町3-258-12	平成24年6月1日
まるやまのサンピヨ薬局	飯田市丸山町2-6804-16	平成24年6月1日
はらまち薬局	下伊那郡高森町上市田632-1	平成24年6月1日
松崎薬局	下伊那郡高森町下市田223-4	平成24年6月1日
イブキ薬局	下伊那郡高森町下市田1803-2	平成24年6月1日
(有)犬飼薬局	安曇野市豊科高家5188-14	平成24年6月1日
どんぐり薬局	安曇野市明科中川手3734 あやめシティー内	平成24年6月1日
れんげ薬局	大町市大字大町3115-7	平成24年6月1日
安曇野北訪問看護ステーション	安曇野市豊科5637-15	平成24年6月1日
訪問看護ステーションメロディー	松本市大字笛賀4285-1-10	平成24年6月1日

障害者支援課

長野県告示第474号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成24年6月28日

医療機関の名称 訪問看護ステーションメディックあ ずさ	所 在 地 松本市梓川倭2689-10
長野県立阿南病院（腎臓）	下伊那郡阿南町北條2009-1

長野県知事 阿部 守一
辞退予告期間終了年月日 平成23年6月30日
平成24年5月31日

障害者支援課

長野県告示第475号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第476号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）

長野県知事 阿部 守一
辞退予告期間終了年月日 平成23年6月30日
平成24年5月31日

障害者支援課

**2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備****3 変更後の指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

泰阜村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第477号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第478号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第479号

上田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第480号

岡谷市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

岡谷市

建設政策課

長野県告示第481号

諏訪市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

諏訪市

建設政策課

長野県告示第482号

須坂市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

須坂市

建設政策課

長野県告示第483号

伊那市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

長野県告示第484号

駒ヶ根市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第485号

中野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第486号

飯山市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

飯山市

建設政策課

長野県告示第487号

茅野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

茅野市

建設政策課

長野県告示第488号

塩尻市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第489号

千曲市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

千曲市

建設政策課

長野県告示第490号

下諏訪町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

- 2 作業期間

平成24年5月31日から平成24年8月31日まで

- 3 作業地域

諏訪郡下諏訪町

建設政策課

長野県告示第491号

辰野町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
- 3 作業地域
上伊那郡辰野町

建設政策課

長野県告示第492号

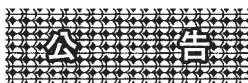
坂城町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 2 作業期間
平成24年5月31日から平成24年8月31日まで
- 3 作業地域
埴科郡坂城町

建設政策課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人共に歩む会
- 3 代表者の氏名
原弓子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市本町1丁目15番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者及び中国帰国高齢者に対して介護福祉に関する事業を行い、ご家族の方々やご本人の意思を尊重し、ニーズに応えられるサービスをする。
地域に密着した施設での事業のため、利用者様、ご家族様に安心・安全な生活を提供ができる事により、社会に寄与する事を目

的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しいある俱楽部
- 3 代表者の氏名
鈴木 美津子
- 4 主たる事務所の所在地
北佐久郡軽井沢町大字長倉19番地387
- 5 定款に記載された目的
この法人は、樹木、草花等の植栽、管理等、自然の保全に努める活動、野生植物の保護管理や調査研究に関わる活動、およびこれら活動を通じて地域住民に対して持続共存可能な社会を提供することとともに次世代を担う子ども達や成人までを対象に自然環境を保護する意識の、普及、啓発を行い、町並みの美化とともに豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月28日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人信州未来エネルギー
- 3 代表者の氏名
小松原進
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市仲町17番20号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県の恵まれた自然環境を有効利用しての再生可能自然エネルギーの開発、実用化及び活用に関する事業を主体として行い、前記以外のエネルギーについても研究開発、実用化事業を行う。また省力化等エネルギー関連事業を併せて行う。またこれら新エネルギーの普及を通じ、温暖化ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止し、併せて産業と雇用の創出を図り、地域社会